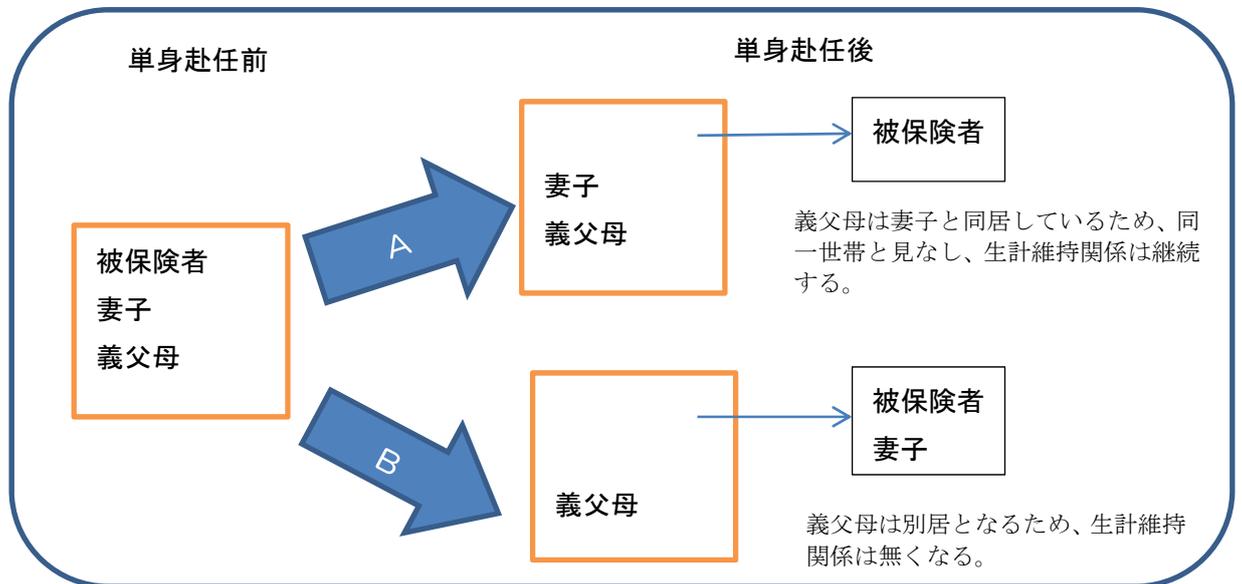


別居などで被保険者により主として生計を維持されなくなった場合とは？

例1：父母・義父母など同一世帯の方が単身赴任（転勤）したとき

単身赴任とは会社からの転勤命令により既婚者の方が配偶者と別居している状態をいいます。単身赴任の場合は別居でも同一世帯とみなしています。同一世帯の父母・義父母などを扶養していた被保険者が、妻子と父母・義父母などを残し、被保険者のみが転勤した場合は単身赴任となり、生計維持関係は継続しているとみなします。

- ① ただし、被保険者が妻子を伴って転勤した場合は、同一世帯が条件の義父母は被扶養者の資格を喪失することになります。
- ② また、同一世帯の父母を扶養していた独身の被保険者が、転勤により父母と別居したとき、単身赴任ではないため、仕送りがない場合は資格を喪失することになります。
※既婚者で妻子を伴って転勤した場合も、転勤により父母と別世帯となるため、仕送りがない場合は資格を喪失することになります。



例2：別居したとき

同一世帯であることが要件である被扶養者（義父母や兄弟など）と別居したとき、被扶養者の資格を喪失することになります。

例3：卒業したとき

大学通学のため、別居していた子が、大学を卒業後、実家に戻らずフリーターとなったとき、仕送りがない場合は生計維持関係がなくなります。